8. 行政事件訴訟法

Date		Date		Date	
/		/		/	

行政事件訴訟法に関する次のア~オの記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

ア　処分の差止めの訴えの審理中に当該処分がなされた場合、差止めの訴えは、当該処分の取消しの訴えとみなされる。

イ　取消判決は、その事件について、処分庁その他の関係行政庁を拘束すると定められているが、同規定は、公法上の当事者訴訟に準用されている。

ウ　不作為の違法確認の訴えは、処分又は裁決についての申請をした者に限り、提起することができ、それ以外の第三者が提起することは許されない。

エ　裁判所は、必要であると認めるときは、職権で、処分をした行政庁以外の行政庁を訴訟に参加させることができるが、その行政庁から申し立てることはできない。

オ　行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分をする場合には、相手方に対し、取消訴訟の被告とすべき者等を教示しなければならないが、審査請求に対する裁決をする場合には、それに対する取消訴訟に関する教示の必要はない。

1　ア・イ
2　ア・オ
3　イ・ウ
4　ウ・エ
5　エ・オ

正解 3

8. 行政事件訴訟法 「総合問題」

ア 誤 り

行政事件訴訟法には、処分の差止めの訴えの審理中に当該処分がなされた場合、差止めの訴えが当該処分の取消しの訴えとみなされる旨の規定はない。

イ 正しい

同法33条１項は、「処分又は裁決を取り消す判決は、その事件について、処分又は裁決をした行政庁その他の関係行政庁を拘束する。」と規定している。また、同法41条１項は、「第33条第１項……の規定は当事者訴訟について……準用する。」と規定している。

ウ 正しい

不作為の違法確認の訴えの原告適格について、同法37条は、「不作為の違法確認の訴えは、処分又は裁決についての申請をした者に限り、提起することができる。」と規定している。したがって、法令に基づく申請をしていない第三者は、不作為の違法確認の訴えを提起することはできない。

エ 誤 り

同法23条１項は、「裁判所は、処分又は裁決をした行政庁以外の行政庁を訴訟に参加させることが必要であると認めるときは、当事者若しくはその行政庁の申立てにより又は職権で、決定をもつて、その行政庁を訴訟に参加させることができる。」と規定している。したがって、行政庁から訴訟参加を申し立てることもできる。

オ　誤　り

同法46条１項柱書は、「行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。」と規定しており、同項各号は処分又は裁決の両方について、取消訴訟の被告とすべき者等を教示しなければならないとしている。したがって、審査請求に対する裁決をする場合には、それに対する取消訴訟に関する教示をする必要がある。

以上により、正しいものの組合せは肢３であり、正解は**3**となる。